

## ◎ 税源移譲以外の主な変更点

### ● 定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)

平成18年	→	平成19年以降
所得税：平成18年1月分から 税額の10%相当額を減額（12.5万円を限度）		所得税：平成19年1月分から廃止
住民税：平成18年6月分から 税額の7.5%相当額を減額（2万円を限度）		住民税：平成19年6月分から廃止

### ☆モデルケース 夫婦+子供2人・給与収入700万円（年額）



平成18年		⇒	平成19年	
住民税	196,000円		住民税	293,500円
・定率減税	△14,700円			
所得税	263,000円		所得税	165,500円
・定率減税	△26,300円			
合計	418,000円		合計	459,000円

※子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

### ● 住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成17年度	→	平成18年度以降
合計所得金額 125万円以下の方 非課税		経過措置として 課税 平成18年度は税額の3分の2を減額 平成19年度は税額の3分の1を減額 平成20年度以降は全額負担 ※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。

### ☆モデルケース 70歳独身・年金収入200万円（年額）

平成17年度		⇒	平成18年度		⇒	平成19年度	
住民税	非課税		住民税	19,900円		住民税	37,300円
			・定率減税	△1,500円		・住民税×1/3	△12,434円
			・(住民税一定率減税)×2/3	△12,267円			
所得税	34,800円		所得税	34,800円		所得税	17,400円
・定率減税	△6,960円		・定率減税	△3,480円			
合計	27,840円		合計	37,453円		合計	42,266円
(税額	27,800円)		(税額	37,400円)		(税額	42,200円)

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。